

安全衛生行政の動向について

新潟労働局労働基準部

健康安全課 佐藤 久夫

本日の内容

- 1 労働災害の発生状況
- 2 脳・心疾患、精神障害による労災補償の状況
- 3 最近の安全衛生法等改正
 - ・働き方改革関連法(安全衛生法関係)
 - ・小型移動式クレーンの構造規格
 - ・伐木等作業

労働災害発生状況①(30年全国・事故の型別・建設業)

	土木工事	建築工事	その他の工事	合 計
墜落・転落	889(30)	3,313(88)	952(14)	5,154(132)
転倒	445(4)	865(2)	306(2)	1,616(8)
激突	181(1)	345	110	636(1)
飛来・落下	406(9)	756(12)	270(2)	1,432(23)
崩壊・倒壊	163(11)	237(7)	89(4)	489(22)
激突され	335(13)	355(2)	142(3)	832(18)
はさまれ・巻き込まれ	615(18)	771(11)	345(3)	1,731(32)
切れ・こすれ	278(3)	814	175	1,267(3)
交通事故(道路)	178(10)	259(11)	161(7)	598(28)
動作の反動・無理な動作	231	459	185	875
その他	168(11)	380(13)	196(16)	744(40)
合 計	3,889(110)	8,554(146)	2,931(51)	15,374(307)

労働災害発生状況②(30年全国・事故の型別・製造業)

	食料品	化学・窯業	金属製品	機械	その他	合計
墜落・転落	668(6)	487(1)	427(6)	581(10)	868(7)	3,031(30)
転倒	2,531	565(2)	397	881(3)	1,263(1)	5,637(6)
激突	365	182	179	249	328	1,303
飛来・落下	310	198(1)	627(2)	416(3)	472(6)	2,023(12)
激突され	233	140(2)	261	241(6)	299(7)	1,174(15)
はさまれ・巻き込まれ	1,655(1)	877(14)	1,464(3)	1,156(8)	1,892(23)	7,044(49)
切れ・こすれ	933	199	325	302	775(1)	2,534(1)
交通事故(道路)	70(1)	40(1)	34	79(5)	100(2)	323(9)
動作の反動	760	331	280	591	619	2,581
その他	637(2)	277(14)	438(13)	387(13)	453(18)	2,192(60)
合計	8,162(10)	3,296(35)	4,432(24)	4,883(48)	7,069(65)	27,842(182)

労働災害発生状況③(30年全国・事故の型別)

	道路貨物運送	林業	卸・小売業	清掃業等
墜落・転落	4,205(12)	174(6)	2,207(8)	1,229(19)
転倒	2,319(1)	160(2)	6,007(2)	2,244(5)
激突	1,043(2)	39	822(1)	385
飛来・落下	681(5)	224(4)	690	215(2)
激突され	691(3)	287(11)	535(3)	199(2)
はさまれ・巻き込まれ	1,485(9)	85(2)	1,224(6)	661(6)
切れ・こすれ	157	237	1,163	230
交通事故(道路)	864(45)	7(1)	1,804(41)	206(7)
動作の反動・無理な動作	2,153	48	2,398(1)	753
その他	778(16)	81(5)	947(11)	328(9)
合計	14,376(93)	1,342(31)	17,797(73)	6,450(50)

労働災害発生状況④(30年全国・事故の型別)

	医療保健業	社会福祉施設	旅館業	飲食店
墜落・転落	242	625(4)	264(3)	324(2)
転倒	1,332	3,321(1)	761	1,467
激突	139	438	111	191
飛来・落下	34	106	46	164(1)
激突され	105	337	30	45
はさまれ・巻き込まれ	135	196(1)	54	190
切れ・こすれ	60	230	86	1,154
交通事故(道路)	94(2)	543(1)	16(1)	184(1)
動作の反動・無理な動作	986	3,186	165	409
その他	267	532(2)	150	887(1)
合 計	3,394(2)	9,545(9)	1,638(2)	5,015(5)

業務上疾病の発生状況(30年・全国)

	製造業	建設業	運輸交通	清掃業等	保健衛生	その他	合計
腰痛	680	147	654	144	1,382	1,396	4,403
負傷起因	199(2)	129(14)	125(1)	59(4)	127(2)	314(9)	953(32)
物理因子	322(5)	248(10)	197(4)	84	28	545(11)	1,424(30)
作業態様	184	34	132	29	222	355(2)	956(2)
化学物質	118(7)	59(2)	5	20(1)	7	45	254(10)
じん肺	75	57	0	0	0	33	165
病原体	9	6	15	2	100	39	171
その他	44(9)	28(4)	46(10)	9(1)	28(2)	93(12)	248(38)
合計	1,631(23)	708(30)	1,174(15)	347(6)	1,894(4)	2,820(34)	8,574(112)

2 脳・心臓疾患、精神障害による 労災認定状況

脳・心臓疾患の認定要件について

「業務による明らかな」「過重負荷」を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、業務上の疾病として取り扱う。

「業務による明らかな」とは、発症の有力な原因となる過重負荷が業務によることがはっきりしていること。

「過重負荷」とは、医学経験則に照らして発症の基礎となる血管病変等を自然経過を超えて著しく増悪させ得ることが客観的に認められる負荷をいう。

具体的には次の3つ

過重負荷とは

(その1) 異常なできごと

- 発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常なできごとに遭遇したこと

(その2) 短期間の過重業務

- 発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと

(その3) 長期間の過重業務

- 発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと

対象となる疾病

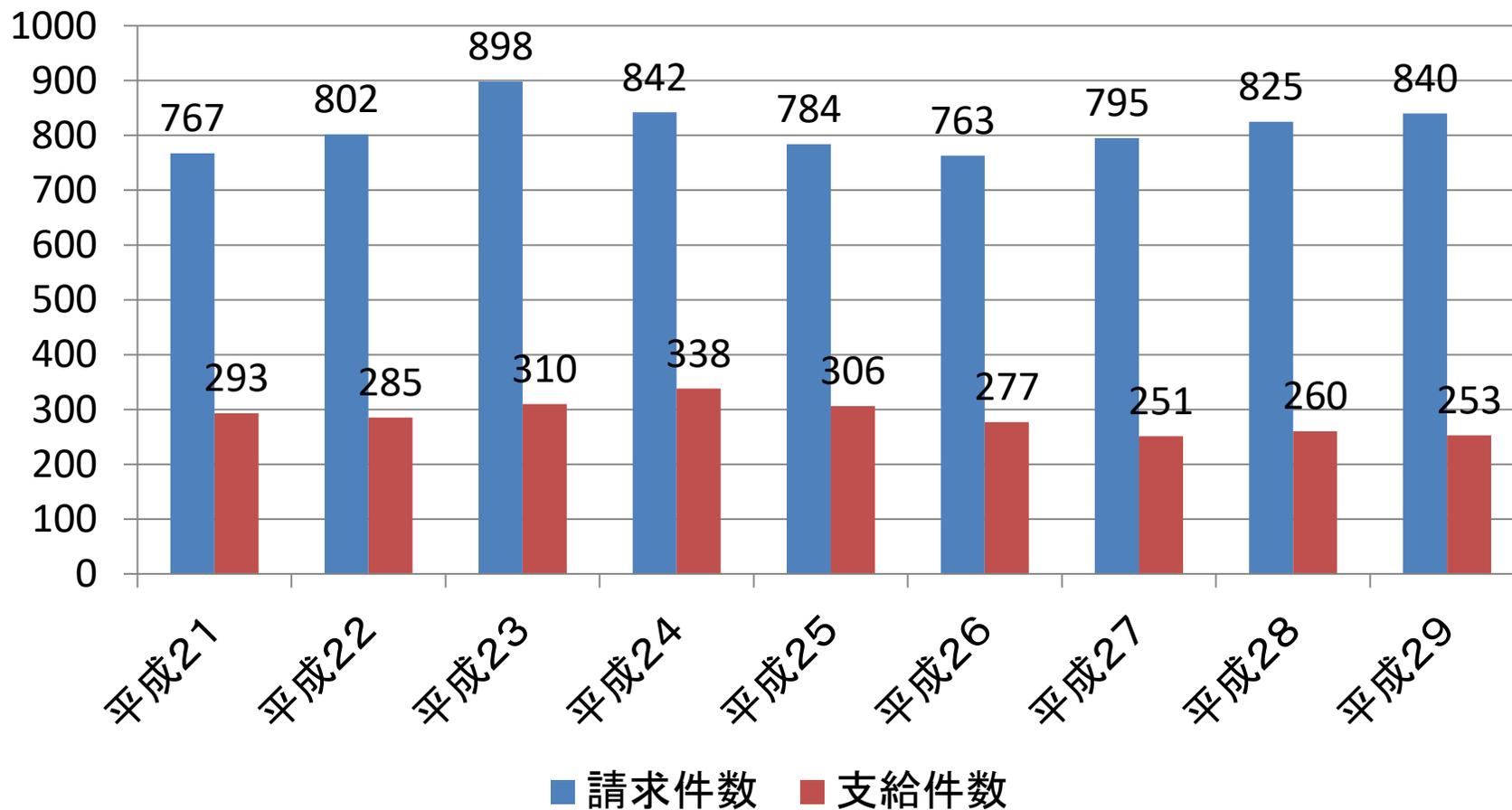
脳血管疾患

- 脳内出血(脳出血)
- くも膜下出血
- 脳梗塞
- 高血圧性脳症

虚血性心疾患

- 心筋梗塞
- 狭心症
- 心停止(心臓性突然死を含む)
- 解離性大動脈瘤

脳・心臓疾患の労災補償状況



脳・心臓疾患の年齢別請求、支給決定件数(平成29年度)

	請求件数	うち死亡	支給決定件数	うち死亡
19歳以下	0	0	0	0
20～29歳	17	9	3	2
30～39歳	64	26	24	13
40～49歳	230	74	97	41
50～59歳	290	81	97	29
60歳以上	239	51	32	7
合計	840	241	253	92

1箇月平均の時間外労働時間数別脳・心臓疾患での支給決定件数

	28年度	うち死亡	29年度	うち死亡
45時間未満	0	0	0	0
45～60時間未満	0	0	2	1
60～80時間未満	14	9	11	5
80～100時間未満	106	51	101	38
100～120時間未満	57	19	76	26
120～140時間未満	36	15	23	11
140～160時間未満	18	5	16	6
160時間以上	17	7	20	3
その他 ※	12	1	4	2
合計	260	107	253	92

認定要件

- (1) 対象疾病を発病していること。
- (2) 対象疾病の発病前おおむね6箇月間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
- (3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。

対象とされる精神障害

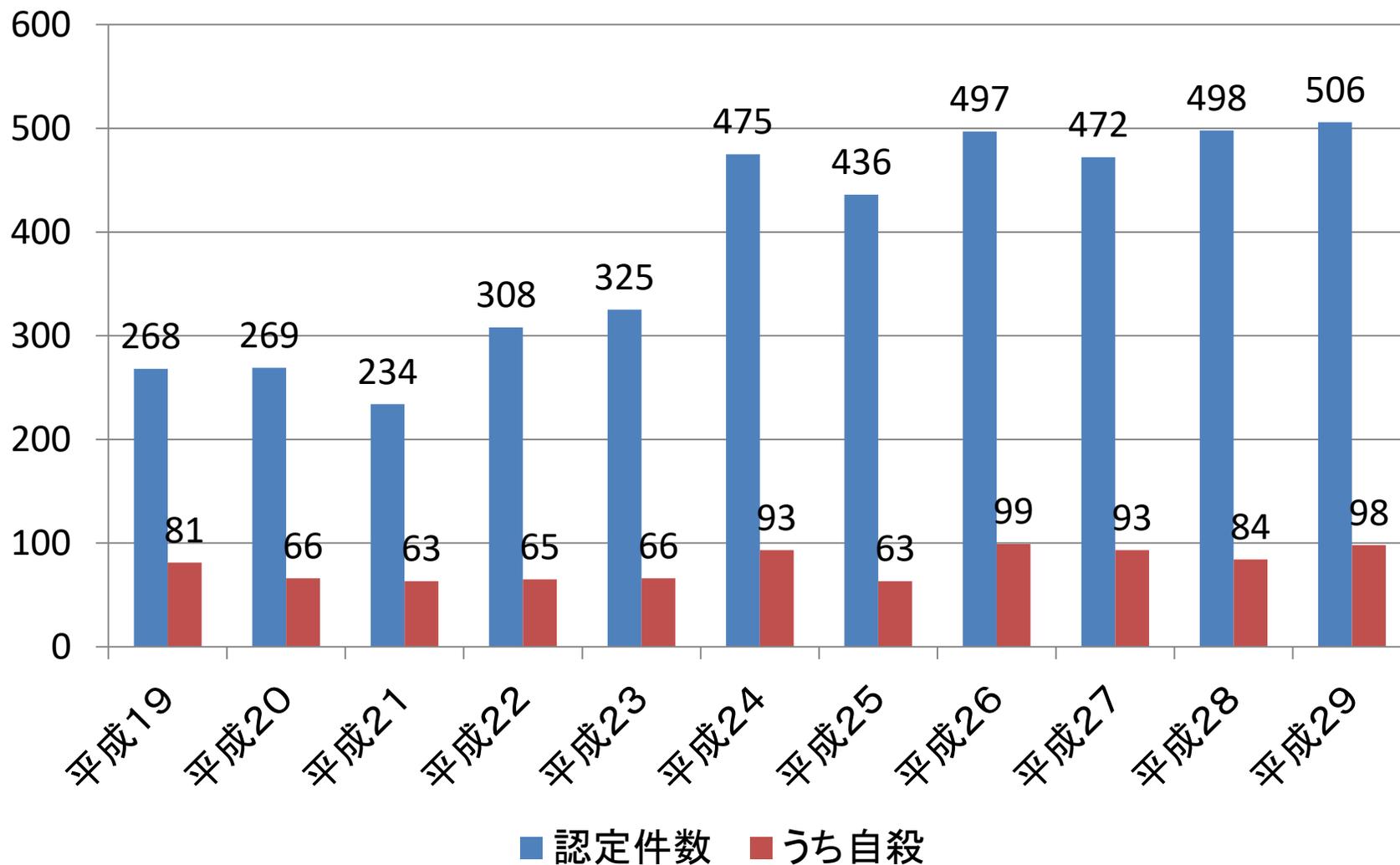
国際疾病分類第Ⅴ章「精神および行動の障害」
のうちF2～F4に分類される精神障害

統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害

気分〔感情〕障害

神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害

精神障害等の労災補償状況



精神障害等の年齢別請求、支給決定件数(平成29年度)

	請求件数	うち自殺	支給決定件数	うち自殺
19歳以下	17	2	6	2
20～29歳	363	56	114	16
30～39歳	446	62	131	26
40～49歳	522	52	158	36
50～59歳	318	37	82	15
60歳以上	66	12	15	3
合計	1732	221	506	98

1箇月平均の時間外労働時間数別精神障害等での 支給決定件数

	28年度決定	うち自殺	29年度決定	うち自殺
20時間未満	84	5	75	7
20～40時間未満	43	8	35	10
40～60時間未満	41	10	35	10
60～80時間未満	24	3	33	10
80～100時間未満	23	11	33	11
100～120時間未満	49	12	41	12
120～140時間未満	38	8	35	10
140～160時間未満	19	5	26	9
160時間以上	52	19	49	12
その他 ※	125	3	144	7
合計	498	84	506	98

決定されたもののうち、支給決定件数が多いもの(出来事別・29年度)

- ① ひどい嫌がらせ・いじめ(88件・47.3%)
- ② 仕事内容・仕事量の大きな変化(64件・34.4%)
- ③ 特別な出来事(63件・100%)
- ④ 悲惨な事故や災害の体験(63件・63.6%)
- ⑤ 2週間以上にわたって連続勤務を行った(48件・67.6%)

3 最近の安全衛生法等改正

労働安全衛生法等の改正について

見直しの内容

- ① 労働時間の状況の客観的把握の義務付け
- ② 長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導の強化・拡充
- ③ 産業医・産業保健機能の強化
 - ・ 産業医の独立性・中立性の強化
 - ・ 労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供等
 - ・ 産業医の勧告の実効性の確保
 - ・ 健康情報の取扱いルールの明確化・迅速化
 - ・ 労働者に対する健康相談の体制整備

施行期日

2019年4月1日

① 労働時間の状況の客観的把握の義務付け

(現在)

- 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
→ **裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外**

【理由】

- ・ 裁量労働制の適用者は、みなし時間※に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。
- ・ 管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。

※「みなし(労働)時間」とは、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間労働したものとみなすことをいいます。

(改正後)

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。

労働時間の状況を客観的に把握することで、
長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導※を確実に実施します。

※労働安全衛生法に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

労働時間の適正な把握について

- 労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者には、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務があります。
- 「**労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン**」（平成29年）では、使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにしています。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html

- このガイドラインでは、管理監督者やみなし労働時間制が適用される労働者は対象外となっていますが、今回の法改正においては、長時間労働者に対する医師による面接指導の履行確保を図るため、労働安全衛生法を改正し、これらの方の労働時間の状況※についても、労働安全衛生規則に規定する方法で把握しなければならないこととなりました。

※労働時間の状況・・・いかなる時間帯にどのくらいの時間、労務を提供しうる状態にあったかという概念。

- 労働時間の状況の把握は、**タイムカードによる記録、PC等の使用時間の記録**等の客観的な方法や**使用者による現認**が原則となります。これらの方法をとることができず、**やむを得ない場合には、適正な申告を阻害しない等の適切な措置を講じた上で自己申告によることができます。**
- 事業者は、労働時間の状況の記録を作成し、**3年間保存**する必要があります。

② 長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導の強化・拡充

【一般労働者、研究開発業務に従事する労働者の場合】

休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた時間※が1か月当たり**80時間**を超えた労働者

かつ

疲労の蓄積が認められる労働者



当該労働者の申出



医師による
面接指導の実施

※ 1月当たりの時間外・休日労働の算定は、次の式により計算します。

1か月の総労働時間数（所定労働時間数+延長時間数+休日労働時間数） - （1か月の総暦日数/7） × 40

【研究開発業務に従事する労働者の場合】

休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた時間※が1か月当たり**100時間**を超えた労働者



~~当該労働者の申出~~



医師による
面接指導の実施

※
あり
労働者の受診義務

要件とならず

※ 高度プロフェッショナル制度の対象労働者については、現在厚生労働省において審議中です。

長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導のポイント

労働者に労働時間に関する情報を通知することが義務付けられます。

休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた時間が1か月当たり80時間を超えた労働者に対し、速やかに当該超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。

さらに、産業医に対しても当該超えた時間に関する情報を提供しなければなりません。

※ この通知は、管理監督者及びみなし労働時間制が適用される労働者を含め、すべての労働者に対して行う必要があります。（なお、研究開発業務に従事する労働者で当該超えた時間が1か月当たり100時間を超えた労働者及び高度プロフェッショナル制度の対象労働者は除きます。）

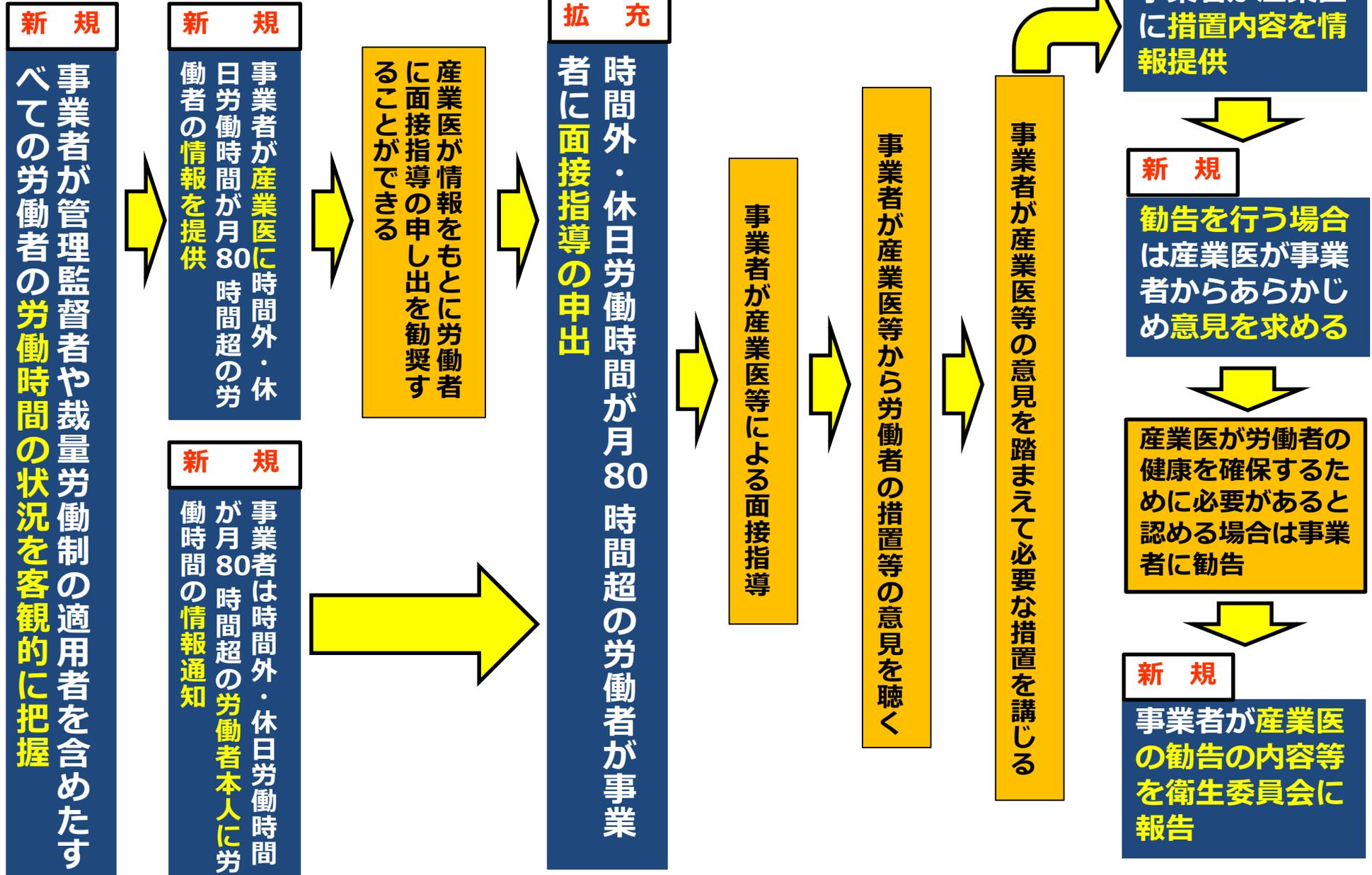
※ 1か月当たり80時間を超えない労働者についても、労働時間に関する情報について開示の求めがあれば、開示することが望まれます。

医師による面接指導の結果に基づき必要な措置を講ずる際の留意点

事業者は、医師による面接指導の結果（記録を作成して5年間保存）に基づいて措置を講ずる場合には、**医師の意見を聴き**、当該意見を勘案しなりません。

事業者は、医師の意見を勘案して必要があると認めるときは、就業場所の変更、職務内容の変更、有給休暇（年次有給休暇を除く。）の付与、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければなりません。

長時間労働者に対する面接指導等の流れ



③ 「産業医・産業保健機能」の強化

① 産業医の活動環境の整備

産業医の独立性・中立性の強化

新たに労働安全衛生法に産業医の理念として、「**必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行う**」ことが規定され、産業医は独立性・中立性をもってその職務を行うことが法定化されました。

また、**産業医の権限**が明確にされるとともに、産業医は**必要な医学に関する知識及び能力の維持向上**に努めなければならないことも明確化されました。

【産業医の権限】

- ① 事業者または総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。
- ② 労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること。
- ③ 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。
- ④ 衛生委員会等に対して労働者の健康を確保する観点から、必要な調査審議を求めること。

長時間労働者等の健康確保対策の強化

事業者には、**産業医の勧告**を受けたときは、遅滞なく、**勧告の内容等を衛生委員会等に報告**しなければなりません。

事業者は、産業医等による労働者からの**健康相談**に応じ、適切に対応するために**必要な体制整備等を講ずる**ように努めなければなりません。

産業医の業務内容等の周知

産業医等を選任した事業者は、その事業場における**産業医等の業務の内容などを**常時作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付けること等により**労働者に周知**させなければなりません。

労働者に周知させなければならない内容

- ① 産業医の業務の具体的な内容
- ② 産業医に対する健康相談の申出の方法
- ③ 産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

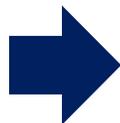
労働者への周知の方法

- ① 常時作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付けること
- ② 書面を労働者に交付すること
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

② 労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供等

(現在)

産業医は、労働者の健康を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して勧告することができます。



(改正後)

事業者から産業医への**情報提供**を充実・強化します。

事業者は、長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければなりません。



産業医等を選任した事業者は、産業医に対し、**労働時間に関する情報等**を提供しなければなりません。

産業医に対して提供する情報

- ① すでに講じた**健康診断実施後の措置**、**長時間労働者に対する面接指導実施後の措置**若しくは**ストレスチェックの結果に基づく面接指導実施後の措置**または**講じようとするこれらの措置の内容**に関する情報（これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）
- ② 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が**1月当たり80時間を超えた労働者の氏名**及び**当該労働者に関する作業環境**、**労働時間に関する情報**、**深夜業の回数及び時間数等の情報**
- ③ ①、②に掲げるもののほか、労働者の業務に関する情報であつて**産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認められるもの**

③ 産業医の勧告の実効性の確保

(現在)

事業者は、産業医から勧告を受けた場合は、その勧告を尊重する義務があります。



(改正後)

産業医の活動と衛生委員会との関係を強化します。

事業者は、産業医から受けた勧告の内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告することとしなければならないこととし、衛生委員会での実効性のある健康確保対策の検討に役立てます。

産業医の勧告が、その趣旨も含めて事業者十分に理解され、かつ、適切に共有されることにより、労働者の健康管理等のために有効に機能するよう、産業医は、**勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について事業者の意見を求めることとされました。**



事業者は産業医から勧告を受けた後遅滞なく、**当該勧告の内容及び講じた(講じようとする)措置の内容等を衛生委員会等に報告しなければなりません。**

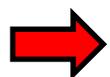


併せて、事業者は衛生委員会等の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容を記録し、**3年間保存しなければなりません。**



④ 健康情報の取扱いルールの特化・迅速化

事業者が健康診断、面接指導、ストレスチェック等の結果等から、必要な労働者の心身の状態に関する情報を取得し、労働者の健康と安全を確保することが求められています。



労働者にとって機微な情報も含まれていることに注意が必要

事業者は、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合を除き、これらの情報の収集し、保管し、または使用するに当たっては、**労働者の健康の確保に必要な範囲内で取扱う**ことが義務付けられました。

また、事業者はこれらの**情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない**ことが義務付けられるとともに、厚生労働大臣が事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表しました。



労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために 事業者が講ずべき措置に関する指針①

<指針の目的>

- 労働者が、不利益な取扱いを受けるという不安を抱くことなく、**安心して産業医等による健康相談等を受けられる**ようにする。
- 事業者が、必要な情報を取得して、**労働者の健康確保措置を十全に行える**ようにする。

<指針のポイント>

労働者の健康情報

- ①労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うことができる健康情報は**労働者に周知**した上で取得
- ②労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うことができない健康情報は、**本人同意**を得た上で取得

必要に応じて**健康情報を加工**

産業保健部門

(労働者の全健康情報を取得)

産業医



健康管理担当者

人事労務管理部門等



人事労務管理者

労働者の上司

労働者等の安全・健康確保の範囲内で健康情報を使用

事業場ごとの**取扱規程の策定・周知・運用**により、以上のスキームを実現

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために 事業者が講ずべき措置に関する指針②

健康情報の分類

本人同意の取得等

- ① 労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うこととされている健康情報

例) 健康診断の受診・未受診の情報、面接指導の申出の有無、健康診断の事後措置について医師から聴取した意見等

取り扱う目的及び取扱方法等について、**労働者に周知**した上で収集する。

- ② 労働安全衛生法令に基づき事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能である健康情報

例) 健康診断の結果（法定の項目）、面接指導の結果等

取り扱う目的及び取扱方法等について、**労働者に周知**した上で収集する。また、収集時に**労働者の十分な理解を得る**ことが望ましい。

（事業場の状況に応じて「**情報を取り扱う者を制限**」「**情報を加工**」等の適切な取扱いを取扱規程に定める。）

- ③ 労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱うことについて規定されていない健康情報

例) 健康診断の結果(法定外項目)、保健指導の結果、健康相談の結果等

個人情報保護法に基づき、労働者**本人の同意**を得なければなりません。

⑤ 労働者に対する健康相談の体制整備

(現在)

事業者は、労働者の健康相談等を継続的かつ計画的に行う必要があります。
(努力義務)



(改正後)

産業医等による労働者の健康相談を強化します。

事業者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければならないこととします。

事業者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じ、**適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置**を講ずるように努めなければならないこととされました。(努力義務)



改正労働安全衛生法に関する留意点

事業場で定める必要な措置に係る基準の策定

事業場で定める基準の策定は、**衛生委員会等における調査審議の内容を踏まえて**決定するとともに、長時間労働に係る医学的知見を考慮し、以下の点に十分留意しましょう。

- ◆ 時間外・休日労働が月80時間を超えた全ての労働者に面接指導を実施するよう基準の策定に努めましょう。
- ◆ 時間外・休日労働が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるように基準を策定することが望まれます。

長時間労働者に対する面接指導等の実施に当たって

月80時間超の時間外・休日労働をさせた事業場またはそのおそれがある事業場等においては、衛生委員会等で調査審議のうえ、以下の事項を図りましょう。

- ◆ 面接指導の申出様式の作成、申出窓口の設定など申出手続を行うための体制の整備
- ◆ 労働者に対し、申出方法等の周知徹底

移動式クレーンの製造者及び使用者の皆様へ

荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど

移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」（平成7年労働省告示第135号）が改正されましたので、ご注意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について（限界状態設計法の追加）
- ③ 前方安定度の計算式について（計算式の変更）
- ④ その他（穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など）

①

つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。（第27条）

対象：つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーン

【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。



【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、**定格荷重制限装置※1、定格荷重指示装置※2**などの装置を備えることが義務づけられます。

＜経過措置＞ 平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

※1 定格荷重制限装置

定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置

※2 定格荷重指示装置

定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



- クレーン等の危険な機械等は、構造規格に適合しなければ譲渡、設置や使用ができないが、構造規格の改正時には、既存の機械等への適用が猶予されることが多い。
- 特に、資力の乏しい中小企業等においては、機械等の更新が進まず、既存不適合機械等を使用し続けるおそれ。
- このため、機械等の更新に要する費用の一部を補助する。（間接補助金）

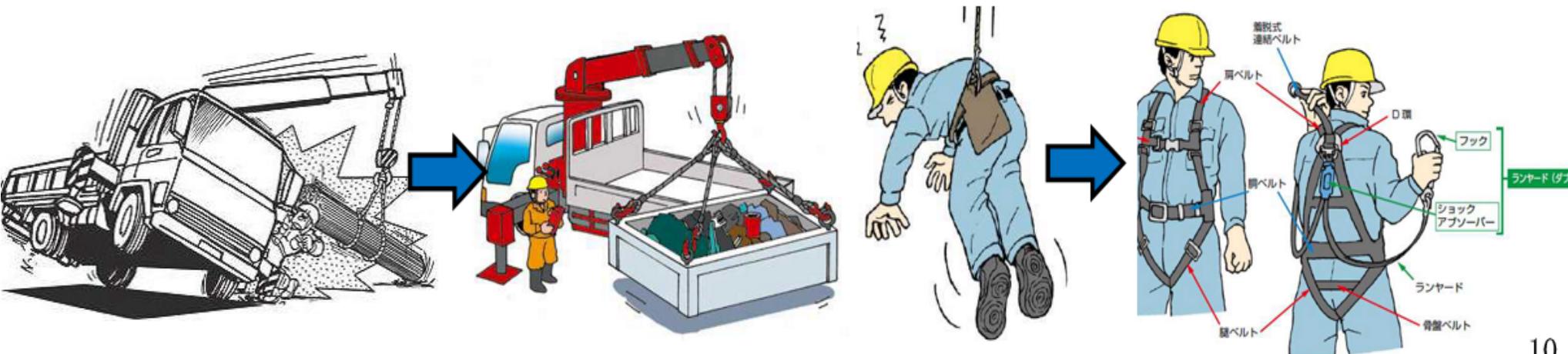


間接補助対象の費用

既存不適合機械等を最新構造規格に適合させるために要する費用

- ①改正移動式クレーン構造規格（平成31年3月1日適用）に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン（3t未満）の改修・買い換え等（上限20万円の1/2）
- ②改正安全帯の規格（平成31年2月1日）に適合していない既存の安全帯の買い換え（上限2.5万円の1/2）

※ 今後の労働災害防止の取り組み等を審査の上、競争的に交付決定



- AI・マシンインターフェイスの開発が進み、従来のプログラム制御による安全方策では対応できない産業用ロボットが出現



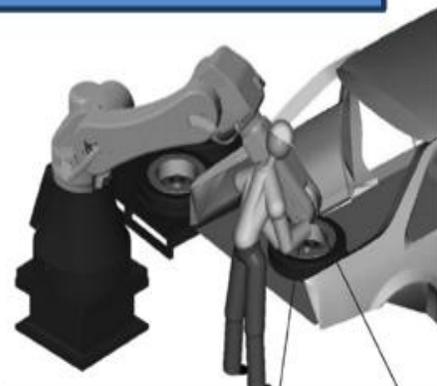
Deep Learning（深層学習）により取り出し成功率を向上させたバラ積みロボット

- GPS技術の能力向上等による自動走行・自律作業機械の導入により、付近の労働者が危険にさらされるおそれ



こうした技術革新を見越し、「人と機械の安全な協働の方策等」について樹立されていないと、労働災害が急増するおそれがある。

これらの技術革新を活用した機械について、どのようなものが開発されているか・どのように利用されているか、実態調査を行い、必要な安全対策の検討を行う必要がある。



人とロボットが安全に協働するための安全対策の樹立は急務 11

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(案)について(概要)(その1)

1 改正の趣旨

「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表)を踏まえ、伐木及びかかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の見直しを行う。

2 改正の概要

(1) チェーンソーによる伐木作業等の特別教育の統合。

※ 併せて、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)の見直しを行い、「伐木作業に関する知識」の科目(学科教育)及び「伐木の方法」の科目(実技教育)の範囲に、新たに「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣等の着用」を追加。

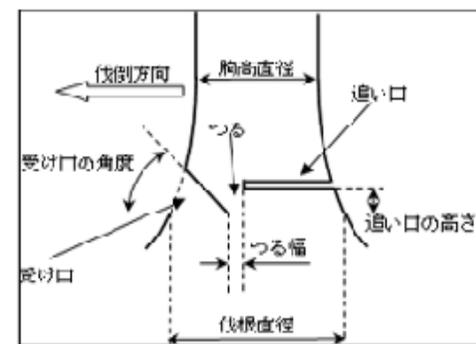
(2) 車両系木材伐出機械による作業、林業架線作業及び簡易林業架線作業の作業計画に示す事項に、労働災害が発生した場合の応急措置及び傷病者の搬送方法を追加。

(3) 伐木作業において受け口を作るべき立木の対象を、胸高直径が40cm以上のものから20cm以上のものへ拡大するとともに、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口に加えて適当な深さの追い口を作ることとする。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを確保することとする。

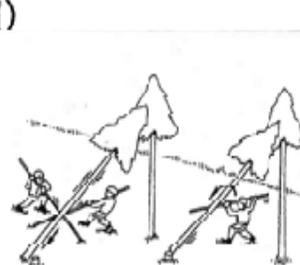
(図1参照)

(4) 事業者に対して、伐木作業におけるかかり木の速やかな処理を義務付けることとする。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止し、かつ、その旨を縄張・標識の設置等により明示した後、遅滞なく処理すれば足りること。(図2参照)

(5) 事業者は、かかり木の処理において、労働者に、かかり木にかかっている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)させてはならず、また、労働者はこれを行ってはならないこととする。(図3、4参照)



<図1> 胸高直径、受け口、追い口



<図2> かかり木の処理



<図3> かかっている木の伐倒



<図4> 浴びせ倒し

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(案)について(概要)(その2)

- (6) 事業者は、伐木作業においては、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。
- (7) 事業者は、かかり木の処理においては、かかり木が激突する危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。
- (8) 修羅（しゅら）による集材又は運材の作業において、労働者を木材の滑路に立ち入らせない等の措置について、事業者に対する義務付けを廃止すること。（図5参照）
- (9) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務づけること。（図6、7参照）
- (10) 木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。（図8、9参照）
- (11) その他所要の改正を行う。



<図5>修羅の例



労働者の下肢の切創防止用保護衣の例
<図6>防護ズボン <図7>チャップス



<図8>木馬と木馬道の例



<図9>雪そり運材の例

3 施行期日等

- 公布日・告示日 2019（平成31）年2月（予定）
- 施行日・適用日 2（8）及び（10）：公布日
- 2（1）：2020（平成32）年8月（予定）
- 上記以外：2019（平成31）年8月（予定）



STOP! 転倒災害

あわてない 急ぐ時ほど落ち着いて

 新潟労働局・各労働基準監督署

ご安全に ご健康に

ご清聴ありがとうございました。



新潟ゼロ災宣言運動

あわてない みんなで達成「ゼロ災害」

 新潟労働局・各労働基準監督署